

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2024年7-8月号 | No. 07-08/2024

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一環である第 56 回 PCT 同盟総会 (PCT 総会) が、2024 年 7 月 9 日から 17 日までジュネーブにおいて開催されました。以下の今次総会の概要で言及されている文書は、WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

PCT 総会文書 (報告書も作成され次第、掲載されます)

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=81262

PCT 作業部会 (第 17 回会合) 文書

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=80912

今次総会は、文書 PCT/A/56/2 のアネックスに記載された PCT 規則の改正を採択しました。規則改正は以下のとおりです。

- PCT 規則 26: 受理官庁が出願人に対し、要約又は図面の文言について国際公開される言語への翻訳文の提出を求める要件の例外範囲を限定する改正。要約や図面の文言が国際出願の言語と異なるが、国際調査機関が認める言語で出願された場合、受理官庁は、国際出願が確実に単一の言語で国際公開されるよう、要約と図面の文言の翻訳文の提出を求める命令書を発行することができます。詳細は文書 PCT/WG/17/7 と文書/WG/17/21 の 23 項、24 項とアネックス I 参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定であり、当該日以降の国際出願日を有する国際出願に適用されます。
- PCT 規則 33 及び 64: 国際調査と国際予備審査のための関連先行技術の定義を拡張し、書面による開示以外の開示を含める改正。詳細は文書 PCT/WG/17/10 と文書/WG/17/21 の 25 項、26

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

項とアネックス II 参照。これらの改正は、国際調査機関が国際調査を実施する際に参照すべき最小限資料の定義に関する改正と共に、2026 年 1 月 1 日発効予定です (PCT ニュースレター 2023 年 7-8 月号参照)。当該日以降に調査報告が作成された国際出願、又は第 17 条(2)(a) に基づく宣言がなされた国際出願に適用されます。

- PCT 規則 89 の 2: 国際事務局以外の国内官庁が、国際出願や (出願後に提出される) 中間書類の電子形式での提出を要求すること、又は紙で提出された書類に関して 2 か月以内に電子形式での再提出を要求することを認める改正。詳細は文書 PCT/WG/17/15 と文書/WG/17/21 の 15 項、16 項参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定です。
- PCT 規則 92: 国際事務局が、特定の通信に関して、英語か仏語に限らず、国際公開 10 言語のいずれの言語でも出願人や国内官庁と連絡することを可能とする改正。英語か仏語の他に国際事務局が連絡可能な言語による通信に関しては、今後、実施細則に規定される予定です。詳細は文書 PCT/WG/17/6 と文書/WG/17/21 の 21 項、22 項参照。当改正は 2025 年 7 月 1 日発効予定です。

今次総会は、手数料表の項目 5 に定められた PCT 手数料減額を受ける資格を有する国民や居住者の国リストを作成するための基準も見直しました。その結果、これらの基準を維持し、手数料表従い 5 年後に再度基準を見直すことを決定しました。また、所定 PCT 手数料の減額基準を満たす国の一覧の更新に関する指針に関して、1 年のうち特定の時期ではなく WIPO 加盟国総会の年次総会にて言及できる旨の修正も採択しました (文書 PCT/A/56/1 参照)。

ePCT 最新情報

ePCT システムの新バージョンが 2024 年 7 月 22 日に導入されました。出願人向け、受理官庁、指定官庁や国際機関向け新バージョンの新機能に関する詳細は、それぞれ以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1724>

<https://www.wipo.int/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq?selected=0>

主な新機能の概要は、以下のとおりです。

出願人向け ePCT 最新機能

PCT 規則 92 の 2 に基づく変更届に関する新しいオンラインアクション機能

- 代理人に関する詳細: 代理人が受理官庁に対し業として手続をとる権能を有することを確認するための新しいチェックボックスを追加
- 変更が氏名に関するものか、個人/法人の変更に関するものかを表示するための新しいドロップダウンリストを追加

官庁向け ePCT 最新機能

ePCT の新バージョンでは、以下の機能が改良されました。

- RO (受理官庁):
 - 様式 PCT/RO/105 の改善
 - 新様式 PCT/RO/145 が 2024 年 7 月 1 日より発効
 - 新様式 PCT/RO/145 の内容と合致させるため、様式 PCT/RO/117、PCT/RO/150 と PCT/RO/157 を修正
- ISA (国際調査機関):
 - アップロード IPC (訳者注: International Patent Classification 国際特許分類) 機能の改善
 - 「国際調査開始」(Start International search) タスクの改善
 - 様式 PCT/ISA/237 の第 VI 欄から E と P カテゴリーの特許文献の自動削除
- ISA/IPEA (国際調査機関/国際予備審査機関):
 - 単一性に関する条項の翻訳

従来どおり、官庁の皆様からのご意見・ご要望は PCT 国際協力部 (pcticd@wipo.int) へお寄せ下さい。現行の ePCT システムに関するご質問は、「Contact Us」リンクから PCT 電子サービス・ヘルプデスクへお送り下さい。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?UG=4&T=en&N=769>

2024 年 7 月 19 日に発生したシステム障害の影響を受けたユーザ向けの PCT ガイダンス

PCT 規則の下、規則 82 の 4.1 の規定が、2024 年 7 月 19 日に発生した世界的なシステム障害による不通に対して適用可能な措置を定めています。この不通を理由として PCT で定められる期間を遵守できなかった PCT 出願人は、この規則に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。国際事務局は、全ての PCT 官庁及び国際機関に対して、同様にこの解釈を用いるよう勧告します。

PCT 規則 82 の 4.1 では、「……電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由……」を含む事由による不可抗力の事態により、PCT で定められる期間（書類の提出及び/又は手数料の納付に関するものを含む）が遵守されなかったことによる遅滞について、許容が規定されています。

国際事務局及び受理官庁としての国際事務局は、2024 年 7 月 19 日に始まった不通を理由として PCT 規則 82 の 4.1 の規定に基づきなされる請求を優遇することとし、PCT 規則 82 の 4.1(d)の規定に従って証拠の提出の必要性を放棄することとします。国際事務局は、PCT 官庁及び国際機関に対して、これと同様の解釈を用いるよう勧告します。

この世界的なシステム障害及びその余波による不通により、優先期間内に PCT 出願を提出できない PCT 出願人は、12 か月の優先期間の満了日から 2 か月以内に提出できる場合には、PCT 規則 26 の 2.3 の規定に基づいて当該規定を適用する受理官庁に対して、優先権の回復を請求することができます。その際、特に受理官庁としての国際事務局は同規則の規定及びその基準全てを適用することにも留意して下さい。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注：DAS に関する一般説明) PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、認証謄本を提出したり提供しよう手配する代わりに、国際事務局 (IB) に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。但し、当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はないことにご留意下さい。

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー)

国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) は 2024 年 7 月 1 日から、DAS の提供庁及び取得庁の双方として運用を開始する旨を IB に通知しました。DAS 提供庁としては、2024 年 7 月 1 日以降、優先権書類としての特許出願の認証謄本を提供しますが、提供される認証謄本は出願人が当サービスに対して優先権書類を提供するよう明示的に要請した場合となります。DAS 取得庁としては、優先権書類の提出期間が 2024 年 7 月 1 日までに満了していない出願を対象に、DAS を通じて当該官庁が取得できる優先権書類を受領します。

詳細は、該当する DAS に関する通知をご利用下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=13932

所定の PCT 手数料減額の対象者

2024 年 7 月 1 日から、所定の PCT 手数料減額の対象となる資格を有する国民及び/又は居住者の国の一覧が、以下に記載するとおり更新されました。

欧州特許庁 (EPO) における所定の手数料の 75% 減額の適用

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75% が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に格付けされている国の国民及び居住者である自然人。或いは
2. 欧州特許を国内特許として認証することに関する欧州特許庁との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人¹。

アルジェリア、イラン (イスラム共和国)、モンゴル、ウクライナは、上記カテゴリー 1 に該当する国の一覧から除外されました。詳細一覧は、以下のリンクをご参照下さい。

https://link.epo.org/web/low_income_states_en.pdf

¹ 詳細は、EPO 公示 2024 July をご参照下さい (<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2024/07/a69.html>)。

スペイン特許商標庁における所定の手数料の 75%減額の適用

出願人、又は複数の出願人がいる場合には各出願人が、自然人若しくは法人であり、欧州特許条約の締約国ではない国のうち、世界銀行により「低所得」、「低中所得」若しくは「高中位所得」の国として格付けされている国の国民でありその国に居住している場合、スペイン特許商標庁に支払う調査手数料及び予備審査手数料の 75%が減額されます。

世界銀行により「高所得」の国として格付けされたパラオとロシア連邦は、手数料減額の資格を有する国民及び居住者の国の一覧から除外されました。

国際出願の電子出願と処理

カナダ知的財産庁

受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としてのカナダ知的財産庁は、すでに ePCT 出願を利用した国際出願を受理しています。当該官庁は、電子形式による国際出願の提出や処理に関する自庁の通知（2015 年 1 月 29 日付（19 ページ以下）及びその後修正された 2021 年 4 月 29 日付（89 ページ）の公示（PCT 公報）掲載）に関して、幾つかの変更を加えたことを国際事務局（IB）に通知しました。

当該官庁における、電子形式による国際出願の提出に関する要件と運用を記載した修正版の通知は、2024 年 6 月 27 日付の公示（PCT 公報）に掲載されました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引、附属書 C (CA) が更新されました)

新しい ISA 及び IPEA の取決め

オーストリア特許庁

2024 年 7 月 1 日から、オーストリア特許庁と WIPO 国際事務局間で、特許協力条約 (PCT) における国際調査機関及び国際予備審査機関であるオーストリア特許庁の役割に関する取り決めが発行しました。当該取決め以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/docs/agreements/ag-at.pdf>

PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の改正版が、2024 年 7 月 1 日に発効し公表されました。

実施細則の改正版は、英語、仏語、日本語、スペイン語とロシア語の PDF 版に加えて中国語もご利用いただけるようになりました。

<https://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

ご希望の言語は、当ページ右上からご選択下さい (訳者注: 日本語も選択可能)。

英語と仏語の条文は、HTML 形式でもご利用いただけます。

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

国立産業財産機関 (ブラジル) が Global PPH 試行プログラムに参加

2024 年 7 月 6 日から、国立産業財産機関 (ブラジル) がグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムに参加し、当試行プログラムの参加庁数は 28 となりました。

当試行プログラムでは、ある参加庁からの成果物に基づき (該当する場合、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) からの PCT 見解書、又は特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) を含む)、他の参加庁のいずれかに対し早期審査の請求が可能になります。但し、先に審査した官庁により特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在し、且つ他に該当する資格基準を満たしていることが条件となります。当試行プログラムは、単一の参加要件を使用し、さらにユーザが利用しやすいものとするため、既存の PPH ネットワークを簡素化し強化することを目的としています。

詳細は以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.gov.br/inpi/pt-br/servicos/patentes/pph/pph>

新規 PCT-PPH 試行プログラム (中国と ARIPO、中国とバーレーン)

2024 年 6 月 8 日から、中国国家知識産権局 (CNIPA) とアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) 間で、新しく一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において CNIPA が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国内段階で ARIPO に対し早期審査の利用が可能になります。当試行プログラムを定める ARIPO と CNIPA 間の当取決めは、一方の官庁が特許性ありと判断した請求項に基づき、他庁において早期審査が利用可能な二庁間 PPH プログラムも含まれます。

2024 年 5 月 1 日から、中国国家知識産権局 (CNIPA) と国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) 間で、新しく一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。当試行プログラムでは、国際調査機関 (ISA) 若しくは国際予備審査機関 (IPEA) としての資格において CNIPA が作成した肯定的な見解書、又は肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、国内段階で国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) に対し早期審査の利用が可能になります。当試行プログラムを定める国立特許庁対外貿易産業財産局 (バーレーン) と CNIPA 間の当取決めは、一方の官庁が特許性ありと判断した請求項に基づき、他庁において早期審査が利用可能な二庁間 PPH プログラムも含まれます。

双方の試行プログラムは、当初 5 年間実施されます。

詳細は以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.aripo.org/ip-services/patents>

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/29/art_340_192107.html

PCT ウェブサイトの PCT-PPH ページが、上述した情報を含み更新されました。

https://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

既存の PPH 及び PCT-PPH 試行プログラムの期間延長 (中国とエジプト、中国とアイスランド)

すでに実施されている中国国家知識産権局 (CNIPA) とエジプト特許庁間の PPH 試行プログラム、中国国家知識産権局 (CNIPA) とアイスランド知的財産庁 (ISIPO) 間の PCT-PPH 試行プログラムが、2024 年 7 月 1 日から 2029 年 6 月 30 日まで 5 年間延長されました。

詳細は以下のリンクをご利用下さい。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/6/29/art_340_193693.html

PCT 公開スケジュールの変更

2024 年 9 月 5 日の公開

2024 年 9 月 5 日 (木) は WIPO の閉庁日に当たるため、通常は木曜日に公開される PCT 出願 (公示 (PCT 公報) も同様) は、2024 年 9 月 6 日 (金) に公開されます。但し、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。従って、国際公開に反映させたい変更は、2024 年 8 月 20 日 (火) の午前零時 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST)) までに国際事務局に到達する必要があります。

PCT アップデート

CL: チリ (電話番号)

CY: キプロス (国際出願の提出に認められる言語、紙形式による写しの部数)

GB: 英国 (微生物及びその他の生物材料の寄託に関する要件)

GR: ギリシャ (通信手段、仮保護、代理人に関する要件、委任状に関する情報)

HR: クロアチア (FAX 番号)

IS: アイスランド (手数料)

JP: 日本国 (手数料)

2024 年 9 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に日本円で支払う国際出願手数料と 30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、並びに手数料表 I(a) にある料金一覧の項目 4 に表示された、適用される手数料減額の日本円での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) が更新されました)

LU: ルクセンブルク (電子メールアドレス、手数料、国内段階移行の特別な要件)

SA: サウジアラビア (電話番号)

UG: ウガンダ (国家安全保障規定)

取扱手数料 (日本国特許庁)

2024 年 9 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としての日本国特許庁 (JPO) に日本円で支払う取扱手数料の換算額が変更になります。新料金は 35,700 円です。

(PCT 出願人の手引 附属書 E (JP) が更新されました)

調査手数料及び国際調査に関連する手数料 (オーストリア特許庁、日本国特許庁 (JPO)、国立産業財産機関 (ブラジル))

2024 年 7 月 1 日から、オーストリア特許庁が実施する国際調査について、スイスフラン、韓国ウォン、シンガポールドル、米国ドル、南アフリカランドでの換算額が変更になりました。変更された換算額は、手数料表 I(b) に表示されています。

2024 年 9 月 1 日からは、以下の官庁が実施する国際調査について、以下に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

日本国特許庁 (JPO) スイスフラン

国立産業財産機関 (ブラジル) スイスフラン、ユーロ

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AT、BR、JP) が更新されました)

WIPO 手数料移転サービス

2020 年 7 月 1 日から、受理官庁、国際調査機関、補充国際調査に指定された機関や国際予備審査機関は、WIPO 手数料移転サービスに「参加庁」 (“participating Office”) として参加できるようになりました。当サービスの下、PCT 手数料は、ある「徴収官庁」 (“collecting Office”) から他の「受益官庁」 (“beneficiary Office”) に対し国際事務局 (IB) を介し取り引きされます (詳細は文書 PCT/WG/12/20 をご参照下さい (https://www.wipo.int/meetings/en/doc_details.jsp?doc_id=436911))。

IB は、参加庁となる旨や参加する業務範囲の変更について IB に通知を行った官庁の情報を、2024 年 7 月 11 日付の公示 (PCT 公報) (115 ページから) に掲載しました。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

PCT 関連資料の最新/更新情報

新しい ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアル

出願人向け ePCT ビデオチュートリアルを提供するウェブページに、「ePCT-filing in Docx format」と「ePCT 最新情報」に関するビデオチュートリアルが収録されました。以下のリンクをご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html>

動画の目次から、以下の新しい ePCT ビデオチュートリアルがご利用いただけます。

- ePCT-filing in Docx format:
 - Filing in Docx format
 - How to upload a DOCX specification in ePCT-filing in a non-publication language

- How to use the application body converter to check your DOCX specification

動画では、PCT 出願に DOCX 形式を使用する方法をステップバイステップで解説しています。DOCX 形式を使用することで 300 スイスフランの手数料減額を受けられる可能性があります。

– What’s new in ePCT:

- What’s new in ePCT for applicants

こちらの動画では、国際特許出願の提出や管理プロセスを簡素化するために改良された ePCT 最新機能に関する情報を提供しています。

新しいウェビナー動画

英語ウェビナー

以下の英語ウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 1: Process a new application (2024 年 6 月 6 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 2: Fees (2024 年 6 月 13 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 3: Priority claims/Priority document (2024 年 6 月 20 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 4: Corrections and replacement sheets (2024 年 6 月 27 日)
- ePCT Webinar Series for receiving Offices Session 5: Defects and changes (2024 年 7 月 4 日)
- Mastering ePCT webinar series: Declarations under PCT Rule 4.17 (2024 年 7 月 16 日と 18 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

ロシア語ウェビナー

以下のロシア語ウェビナー動画（下部に表示された日付に配信済み）

- “Introduction to Intellectual Property and the PCT System” Regional Webinar for Students from Central Asian, Caucasus and Eastern European Countries (CACEEC) (2024 年 4 月 18 日)
- “PCT System: Priority Corrections and other Corrections in PCT International Applications” WIPO Regional Webinar for CACEEC (2024 年 5 月 23 日)

- “PCT System: Amendment of the Claims in the International Phase WIPO” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 6 月 6 日)
- “PCT system: Safeguard mechanisms in the PCT: Restoration of Priority Rights and Reinstatement of Rights when Entering the National Phase” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 6 月 20 日)
- “PCT System: International Search and International Preliminary Examination” Regional Webinar for CACEEC (2024 年 7 月 2 日)

並びにウェビナーで使用された資料は、アーカイブからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

WIPO 本部で開催される上級者向け PCT セミナー

上級者向け PCT セミナーが、2024 年 10 月 2 日と 3 日にジュネーブの WIPO 本部において開催されます。例年どおり、プログラムでは、特許・技術セクターに所属する経験豊かなスタッフと米国特許商標庁からのゲストスピーカーによる講演が予定されています。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、パラリーガル、その他 PCT 制度をすでに知っているユーザを対象としています。初日はハイブリッド形式で行われ、二日目は、現地参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問が予定されています。

オンライン登録の詳細やセミナーに関する詳細を提供するリンクは、近く PCT セミナーカレンダーに掲載予定です。

メディアで読む PCT

PCT ウェブサイトの “PCT in the Media” に WIPO マガジンの以下の記事のリンクが追加されました。

<https://www.wipo.int/pct/en/news/pct-media.html>

ムートラル: 牛に着目して気候を守る

Mootral 社は、羊や牛など、一度飲み込んだ食物を再び口の中に戻しながら食べる、いわゆる反芻動物が放出するメタンガスの量を大幅に削減する天然の飼料サプリメントを製造しています。この製品は、スイスの AgriTech スタートアップ企業による幅広い研究開発の成果です。

同社は、WIPO の特許協力条約を通じて、その技術の国際的な保護を求めています。

同記事では、「特許技術は関心を引く商品で、特許があることにより企業はイノベーションをより効果的に販売することができます。特許により与えられる 20 年間の独占的排他権は、Mootral のような企業が研究を進め、新たな特許に結びつきうる技術を発明することを可能にします。このようなイノベーションは、現在及び未来の問題を解決するための既存のプラットフォーム技術を発展させていくでしょう」と説明しています。

記事全文は、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/ip-at-work/2021/mootral.html
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

WIPO マガジンは、以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

実務アドバイス

国際出願において使用される複数言語 (mixed languages)

Q: 欧州特許庁 (EPO) を受理官庁として、独語で PCT 出願をしたいと考えています。発明はデジタル通信分野であり、当方の出願書類ドラフトには英語の専門用語が多数含まれています。この技術分野では英語が一般的に使用されているため、専門用語の翻訳は困難です。また、キーワードの翻訳は変に見えるでしょうし、不正確で簡潔さを欠く危険性があります。PCT 手続において、英語の専門用語を使用していることが問題になる可能性はありますか？

A: 一般に PCT は、国際出願の明細書と請求の範囲は、受理官庁が認める単一の言語で提出することを要求しています。国際出願のいずれかの部分が、受理官庁が認めていない言語で記載されている場合には、当該受理官庁は、PCT 規則 19.4 に基づき、国際事務局の受理官庁に出願を転送する義務があります。この実務アドバイスのケースのように、明細書と請求の範囲において二つの言語が使用され、受理官庁が両言語を認めている場合には、英語の専門用語を使用していることが出願の欠陥とみなされるか否かの判断は、受理官庁に委ねられます。

最近まで、受理官庁が全ての言語を認めている場合における、複数言語で提出された国際出願の取扱いに関する PCT 規則の特別な規定は存在しませんでした。2024 年 7 月 1 日に発効した新しい PCT 規則 26.3 の 3(e) は、受理官庁がこのような国際出願に対処するための法的根拠を提供しています。この規則に基づき、国際出願の明細書と請求の範囲が複数の言語で提出されている場合で、それらの全ての言語を受理官庁が認めるときは、受理官庁は出願人に対し、出願全体が単一の言語となるように、該当部分の翻訳文を提出するよう求めることができます。この単一の言語は、次の全てを満たす言語である必要があります：①出願時における明細書又は請求の範囲に含まれている言語のうちの一つであること、②国際調査を行う国際調査機関 (ISA) が認める言語であること、③且つ国際公開言語であることです。

しかしながら、受理官庁は、出願人に対して、明細書と請求の範囲を単一の言語にするよう翻訳文の提出を求める前に、まず、当該国際出願において、翻訳文の提出を求めることが適切か否かを検討すべきです。英語の専門用語の使用については、特定の技術分野では一般的に英語の専門用語を使用することは広く認識されています。このような実務は、国際出願における出願言語が英語でない PCT 出願でも認められています。出願において出願の言語とは異なる言語で専門的な語彙が使用されていても、それが発明の開示の理解を助けるものであれば許容されます。この例としては、言語中立用語 (コンピュータのコーディング言語など)、科学出版物の引用や翻訳技術に関する発明などがあります。例えば、翻訳技術分野の出願において、単語が多言語で表示されたコンピュータ画面を示す図面は受理されるべきであり、受理官庁は、通常は出願人にそれらの用語の翻訳を求めることはありません (PCT 受理官庁ガイドライン 65B 項をご参照下さい)。

一方、受理官庁が、明細書の部分及び/又は請求の範囲の部分を (国際出願の他の部分と一致させるために) 独語に翻訳することが出願の理解を高めるであろうという結論に達した場合には、受理官庁は、当該官庁が国際出願を受理した日から 1 か月以内に翻訳文を提出することを出願人に求めます。これによ

り認定された国際出願日が繰り下がることはありませんが、余分な出願後の手続、遅延や弁理士費用を避けるために、出願前に当該部分の翻訳文を提出することが望ましいです。さらに、受理官庁は、必要な翻訳文を受領するまで調査の写しを ISA に送付することはありません。一般的に、受理官庁が明細書及び/又は請求の範囲の一部の翻訳文を要求する状況は、国際調査の目的で出願全体の翻訳文を要求する状況に比べ、比較的稀であると予想されます。

要約や図面の文言に関して、もしそれらが全て出願の言語で記載されておらず、翻訳文の提出が適切であろう場合には、これは方式欠陥として扱われ PCT 規則 26.3 の 3(a) に従い、国際出願日に影響を与えることなく受理官庁に対し補充を行うことができます。

覚えておいていただきたいのは、ISA の実体審査官と異なり、受理官庁の方式審査官は、通常は技術的専門性を有しておらず、国際出願の関連する技術分野において出願書類にある単語が翻訳を必要とするか否かを常に判断できるとは限らないことです。受理官庁は、新 PCT 規則 26.3 の 3(e) に基づき、特定の用語について翻訳文が必要か否かを判断するある程度の柔軟性は有しているとはいえ、出願人が翻訳文の提出を求められた場合に、上述した理由のため単語を翻訳できない、又は翻訳すべきではないと考えるときには、受理官庁に連絡し協議することが可能です。